平成２５年（フ）第６１号
岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林169番地
破産者　鎌田　澄江
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８８号
群馬県太田市南ヶ丘町1292番地３
破産者　国府田博人
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第６９号
富山県高岡市石瀬668番地　グレイスハウスＡ棟102号、旧住所富山県富山市小杉783番地２
破産者　城尾　英二
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７９号
金沢市赤土町カ１番地73
破産者　東谷直太郎
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県篠山市西野々555番地２
破産者　原田　　昇
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
熊本県八代市松崎町434番地４、破産手続開始決定時の住所熊本県八代市千丁町古閑出453番地６
破産者　中村　成治
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第３４号
熊本県八代市豊原中町2544番地２
破産者　田中　晴彦
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４１号
北海道岩見沢市７条西３丁目11番地、開始決定時の住所北海道岩見沢市６条西14丁目15番地
破産者　水木　　博
1　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
2　一般調査期日　平成26年２月21日午後１時30分
平成25年12月27日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１４９８号
名古屋市緑区諸の木１丁目1801番地
破産者　ＳＡＮ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
2　一般調査期日　平成26年３月18日午前10時45分
平成25年12月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９３号
奈良市中山町西２丁目1000番地の１　学園前サンハイツＥ－101号
破産者　山村　安彦
1　破産債権の届出期間　平成26年１月30日まで
2　一般調査期日　平成26年３月５日午前10時
平成25年12月27日　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２４２号
石川県野々市市野代３丁目101番地１
破産者　庄田　裕作
1　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
2　一般調査期日　平成26年２月28日午後３時
平成25年12月27日　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７０号
香川県高松市栗林町３－８－40、申立時の住所香川県坂出市元町２丁目１番１号
破産者　土井　建児
1　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで
2　一般調査期日　平成26年３月20日午後２時５分
平成25年12月27日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０１号
香川県坂出市元町２丁目１番１号
破産者　有限会社らくだ屋
1　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで
2　一般調査期日　平成26年３月20日午後２時10分
平成25年12月27日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５号
山口県萩市大字椿2467番地３
破産者　岡田　雅恵
1　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
2　一般調査期日　平成26年３月10日午後１時30分
平成25年12月26日　山口地方裁判所萩支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第４４７５号
大阪府茨木市東福井３－35－16、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区豊崎４丁目12番１号
破産者　株式会社ケアリー
1　期日　平成26年１月28日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３５号
大阪市浪速区恵美須西２－10－11　ペントハウス恵美須402号、開始決定時の住所大阪府堺市中区大野芝町96番地１　ディオ・フェルティ初芝604号
破産者　中島　健博
1　期日　平成26年１月28日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７号
兵庫県明石市二見町南二見12番地の７
破産者　東向鉄工株式会社
1　期日　平成26年２月４日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２号
青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻652番地２
破産者　さんわ電設興業株式会社
1　期日　平成26年２月７日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月27日
青森地方裁判所五所川原支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２８号
山口県防府市華浦１丁目14番41号
破産者　株式会社田中工務所
異議申述期間　平成26年２月13日まで
平成25年12月27日
山口地方裁判所民事部破産係